

## 広島県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年八月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

庄原市総領町稲草字休ヶ峠一八五の二、一八五の七から一八五の九まで、一八五の一三、一八五の一五、一九一の六、一九一の七、一九二の三から一九二の一三まで、一九三の一、一九四の一から一九四の五まで、一九五の一、一九六の三、一九六の四、一九六の六から一九六の一四まで、字仁賀木二〇一の一、二〇四の六から二〇四の一〇まで、二〇五の三、二〇六の一、二〇六の二、二二〇、二二一、字山榊二四六の一、二四六の三から二四六の六まで、二四六の八、二四七の一、二四八の二、字笠屋奥一一九六

### 二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)